

2007. 2. 16

新しい競争ルールの在り方に関する作業部会（第3回）

資料2

市場支配力の概念整理について

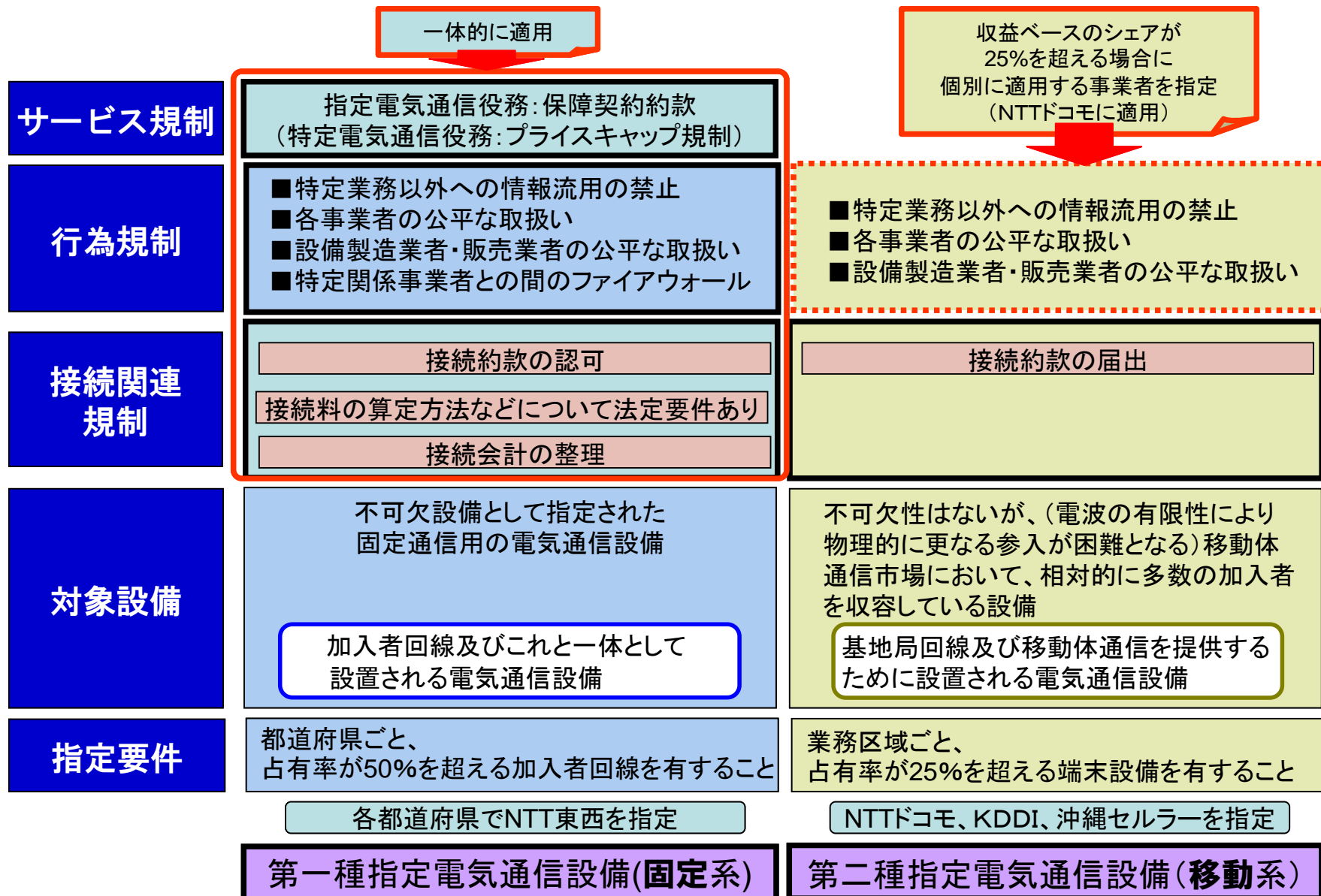
総務省 総合通信基盤局

I 市場支配力の概念について

II 複数の市場にまたがる市場支配力について

I-1 現行の指定電気通信設備制度の枠組み

○ 現行の指定電気通信設備制度は、不可欠設備等の設備に起因する市場支配力に着目する枠組みが基本となっている。



I-2 WTOにおける市場支配力

- 世界貿易機関(WTO)の「サービスの貿易に関する一般協定(GATS)」における「日本国の特定の約束」に、基本電気通信サービスの規制の枠組みに関する定義及び原則を規定。
- その中で、市場支配力を有する「主要なサービス提供者」の条件として、「①不可欠設備の支配」、「②市場における地位の利用」の2点を明示。

○ 「主要なサービス提供者 (a major supplier)」

「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、基本電気通信サービスの関連する市場において(価格及び供給に関する)参加の条件に著しく影響を及ぼす能力を有するサービス提供者をいう。

- a 不可欠設備※の支配 (control over essential facilities)
- b 市場における地位の利用 (use of its position in the market)

※ 不可欠設備

次のa及びbの要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は伝送サービスに係る設備をいう。

- a 単一又は限られた数のサービス提供者によって専ら又は主として提供されていること。
- b サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。

【注】 なお、参照文書においては、主要なサービス提供者に対して、次の義務を賦課。

1 競争条件の確保のためのセーフガード

- 1. 1 電気通信における反競争的行為の防止 → 単独で又は共同で主要なサービス提供者が反競争的行為を行い又は継続することを防止
- 1. 2 セーフガード → 反競争的行為として、特に内部相互補助、競合者から得た情報の不適正な利用、不可欠設備に関する情報提供の拒否

2 相互接続

- 2. 2 確保すべき相互接続 → 伝送網の技術的に実行可能ないかなる接続点においても、差別的でなく合理的な条件及び料金に基づく相互接続を確保
- 2. 3 相互接続に関する交渉のための手続の公の利用可能性 → 公に利用可能な手続の確保
- 2. 4 相互接続に関する取決めの透明性 → 相互接続に関する協定や提案の公表
- 2. 5 相互接続に関する紛争解決 → 相互接続に関する紛争の合理的な期間内の解決

I-3-1 独占禁止法における競争の実質的制限

○ 独占禁止法では、競争の実質的制限に着目しており、これに対処するため排除措置命令等の措置を講じる(なお、事業法を所管する総務省もこれと連携して対処。)

競争の実質的制限

(競争を実質的に制限するとは、)競争自体が減少して、特定の事業者又は事業者集団がその意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって、市場を支配することができる状態をもたらすことをいう。

【東宝・新東宝事件・東京高判昭28・12・7】

独占禁止法

- ◆私的独占の禁止
- ◆不当な取引制限
- ◆国際的協定・国際的契約の締結の規制
- ◆事業者団体の規制
- ◆企業結合の規制
 - ・市場集中規制
 - 株式保有規制、役員兼任規制、合併の規制、会社分割の規制、事業譲受け等の規制

事業法

支配的事業者規制を含む各種事業規制を適用

1-3-② 公取委の企業結合審査における競争の実質的制限のおそれについての判断要素

- 公取委の企業結合審査では、競争の実質的制限のおそれについての判断要素を、単独と協調に分けて明示している。
- 審査にあたっては、これらの判断要素を「総合的に勘案して」判断することとされている。

単独行動による競争の実質的制限についての判断要素

- (1) 当事会社グループの地位及び競争者の状況
 - ア 市場シェア及びその順位
 - イ 当事会社間の従来競争の状況等
 - ウ 共同出資会社の扱い
 - エ 競争者のシェアとの格差
 - オ 競争者の供給余力及び代替性
 - (カ 競争を実質的に制限することとならない場合)
- (2) 輸入
- (3) 参入
- (4) 隣接市場からの競争圧力
 - ア 競合品
 - イ 地理的に隣接する市場の状況
 - ウ 次の取引段階の状況
- (5) 総合的な事業能力
- (6) 効率性
- (7) 当事会社グループの経営状況
 - ア 業績不振等
 - (イ 競争を実質的に制限することとならない場合)

協調的行動による競争の実質的制限についての判断要素

- (1) 当事会社グループの地位及び競争者の状況
 - ア 競争者の数等
 - イ 当事会社間の従来競争の状況等
 - ウ 競争者の供給余力
 - エ 共同出資会社の扱い
- (2) 取引の実態等
 - ア 取引条件等
 - イ 需要動向、技術革新の動向等
 - ウ 過去の競争の状況
- (3) 輸入、参入及び隣接市場からの競争圧力
- (4) 効率性及び当事会社グループの経営状況

I-3-③ 公正取引委員会と総務省の連携

○ 公正取引委員会と総務省の連携により、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」を共同で策定。

1. 目的

総務省と公正取引委員会の連携により、電気通信事業法及び独占禁止法の適用等に関する考え方を明らかにした共同ガイドラインを策定(平成13年11月)。電気通信事業者の予見可能性を高め、新規サービスの導入・展開を促進。

2. 全体の構成

I 指針の必要性と構成

II 独占禁止法又は電気通信事業法上問題となる行為

III 望ましい行為

IV 連携・連絡体制

以下の5つの分野ごとに、それぞれ問題となる行為を記述。

- 第1 接続・共用
- 第2 電柱・管路等の貸与
- 第3 サービス提供
- 第4 コンテンツ提供
- 第5 電気通信設備の製造・販売

注) 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為は、別途再掲。

独占禁止法

- ・電気通信事業の各分野における市場の状況を踏まえ、独占禁止法の適用の考え方等を明確化。
 - ・ポイント
 - 事業者から示された競争上の懸念等を踏まえ、競争に悪影響を与える行為を記述
- (例) 接続等の際に得た競争事業者の情報の流用、電柱・管路等の貸与に係る取引拒絶又は差別取扱い 等

電気通信事業法

- ・電気通信事業法に基づく各種制度の概要を説明するとともに、問題となる行為を過去の事例に基づき記述。
- ・ポイント
 - ①「市場支配力を有する電気通信事業者」が禁止される行為の明確化
 - (例1) 利用者に料金明細書等を送付する際、自己の関係事業者の商品案内、申込書等を同封するなど当該電気通信事業者と一体となった排他的な業務を行うこと
 - (例2) 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供を行うこと
 - ②業務改善命令等の行政処分の対象となる行為の明確化
 - (例1) 利用停止、契約解除、損害賠償、料金返還に関する事項が適正かつ明確に規定されていない契約
 - (例2) 利用者の同意を得ずに優先登録先の電気通信事業者を変更すること
 - (例3) 利用者の同意を得ずに付加サービス契約を締結したり、利用がないにもかかわらず不当に高い料金請求を行うこと

電気通信事業分野の競争促進の観点から、市場支配的な電気通信事業者等が自主的に採ることが望まれる行為を明示。

- ①接続部門と他部門・関係事業者との情報遮断のための具体的措置
- ②ファイアウォール遵守状況の公表
- ③接続・コロケーション状況の公表
- ④電柱・管路等の貸与担当部門と他部門等との情報遮断、貸与申込手続・貸与状況の公表
- ⑤卸電気通信役務の提供に係る約款・標準メニューの作成・公表
- ⑥違反防止のための社内マニュアルの作成

3. 連携・連絡体制について

公正取引委員会と総務省は、①それぞれに寄せられた相談等について、相互に、連絡。②独占禁止法と電気通信事業法の運用の整合を図る観点から、必要に応じ、それぞれの処理について情報交換。③窓口を相互に設置。

I-4 EUにおけるSMP (重大な市場支配力)

- EUでは、「枠組み指令」において、SMP (significant market power: 重大な市場支配力) の概念を定義。
- さらに「SMPの評価に関するガイドライン」で、SMPの概念や評価方法等を詳細に規定。なお、単独支配と共同支配が存在。

欧州委員会「枠組み指令」第14条: 重大な市場支配力を有する事業者

事業者が、単独で又は他社と共同で、ドミナンスに相当する地位、すなわち、競争事業者、顧客そして最終的には消費者からも独立していると認められる程度に行動できる力のある強い経済的地位を享受している場合には、その事業者は重大な市場支配力を有するものとみなされるものとする。

単独支配
(single dominance)

共同支配
(collective dominance)

欧州委員会「SMPの評価に関するガイドライン」

第1章 概要

1.1 本ガイドラインの範囲と目的

- 5. (前略) 枠組み指令第14条のドミナンスに相当する立場に事業者がいる結果、市場の競争が効果的でないと判断される場合のみ、NRAが介入して事業者に義務を課すことになる。(後略)

1.3 競争法との関係

- 24. 規制枠組みの下で市場が定義され、SMPは競争法と同様の手法を用いて評価される。(後略)
- 30. 事前規制を目的として特定された市場で、SMPを有するとして事業者を指定することは、自動的にEC条約第82条又は各国内の類似の規定上もこの事業者がドミナントである、という意味ではない。さらに、SMPの指定は、その事業者がEC条約第82条又は各国内の競争法で意味するドミナントな立場を濫用したかどうかとは関係ない。それは単に、構造上から短・中期的に、その事業者が特定された関連市場ではっきりと分かるほど、競争相手、顧客及び究極的には消費者と関係なく行動する十分な市場支配力を有するか、若しくは有する見込みであるという意味にすぎない。(後略)

第3章 SMPの評価(ドミナンス)

- 70. 枠組み指令第14条...(中略)...は、裁判所の判例が示したEC条約82条における支配的地位 (dominant position) の概念に依拠するものである。新たな枠組みは、SMPの定義を、EC条約第82条の意味における裁判所のドミナンスの定義と一致させた。...(中略)...一つないし複数の事業者が関連市場において支配的な地位にあるかどうかを事前に評価する場合、実行され申立があった地位濫用に関して原則として事後的に第82条を適用する競争当局が依拠するものとは異なった、仮定と予測に基づいてNRAは評価を行う。(後略)
- 71. (前略)ドミナンスの概念を事前に適用する際、NRAは、経済的、事実的、法的状況の複雑な特徴に相応した裁量権を与えられなければならない。

3.1 SMPの評価基準

- 78. 支配的地位の存在を大きな市場シェアという単一の根拠では確認できないということを強調することは重要である。上述のとおり、市場シェアが大きいことは、関係事業者が支配的地位にあるかもしれないということを意味するだけである。したがって、NRAは、SMPの存在についての結論に至る前に、関連市場の経済的特徴を徹底的かつ全体的に分析すべきである。(後略)

3.1.2 共同支配 (collective dominance)

- 86. EC条約第82条では、支配的地位は1社又は複数の事業者によって保有される(共同支配)。枠組み指令第14条も、事業者が単独で又は他の事業者と共同して、SMPを享受する、つまり支配的地位にいる可能性があるとして規定している。

I-4-② SMPの判断要素

- 「SMPの評価に関するガイドライン」において、単独支配と共同支配の双方に関する判断要素を単独と協調に分けて明示。
- 評価にあたっては、これらの判断要素を総合的に判断することとされており、網羅的又は累積的基準を意図したものではない。

○ 欧州委員会におけるSMP認定のための判断要素

～単独支配の場合～

- ・市場シェア
- ・事業者の総合的な規模
- ・重複困難なインフラの管理
- ・技術的な優位性又は優越性
- ・対抗する購買力の欠如又は不足
- ・資本市場・金融資源の容易又は特権的な利用
- ・財・サービスの多様性
- ・規模の経済
- ・範囲の経済
- ・垂直統合
- ・高度に発達した流通・販売網
- ・潜在的競争の欠如
- ・拡張に対する障壁
- ・市場参入の容易性

～共同支配の場合～

- ・市場の集中性
- ・透明性
- ・成熟した市場
- ・需要サイドの停滞した又は弱い成長
- ・弱い需要弾力性
- ・同質的生産物
- ・類似の費用構造
- ・類似の市場シェア
- ・技術革新や成熟した技術の欠如
- ・供給余力の欠如
- ・高い参入障壁
- ・対抗する購買力の欠如
- ・潜在的競争の欠如
- ・関係企業間の様々な非公式その他の結びつき
- ・報復的メカニズム
- ・価格競争の欠如又は減退

【参考】 米国司法省・連邦取引委員会(FTC)の水平合併審査における基準(水平合併ガイドラインより)

(共通事項)

- ・市場シェア
- ・市場集中度(HHI)
- ・参入分析(参入の手段、タイムリー性、蓋然性、十分性)
- ・効率性
- ・破綻/退出

(単独・協調の別)

- ・単独: 単独行為による競争の減殺(製品の差別化の程度、ライバル企業的能力等)
- ・協調: 協調行為による競争の減殺(市場の条件、取引行為、競争者に関する重要な情報の利用可能性、企業及び製品間の異質性の程度等)

I-4-③ 【参考】 総務省の競争評価における市場支配力の判断要素

- 総務省の競争評価では、基本方針において、市場支配力についての判断要素を明示している。
- 市場支配力の評価にあたっては、単独と協調の別に、これらの判断要素を総合的に勘案する。

(1) 主な判断要素

① 市場の状況

- 市場集中度(累積集中度、ハーフィンダール指数) 【量的基準】
- 競争者の数
- 参入の容易性(規模の経済性、範囲の経済性、ネットワークの外部性等を含む)
- 隣接市場からの競争圧力
- 法制度上の規制ルール等

② 事業者の地位及び競争者の状況

- 市場シェア(シェア、順位、競争者のシェアとの格差、シェア・順位の変動等) 【量的基準】
- 不可欠設備の存在
- 競争者の供給余力及び代替性
- 価格の水準と推移
- スイッチングコストの程度
- 従来競争状況

(2) その他の判断要素

- 市場の需要条件(需要の変動、市場の成熟度等)
- 事業者の効率性・経営状況
- 事業者の総合的な事業能力(調達力、技術力、販売力、信用力、ブランド力、広告宣伝力、資本関係等)
- 製品差別化の程度
- 市場の透明性
- 取引相手・取引条件

I-5-① 不可欠設備について

- 競争が導入された公益事業分野においては、既存事業者が不可欠設備を占有していることに起因して、競争原理が有効に機能しないという問題が指摘されており、競争法レベルでも不可欠設備の概念を採用している事例が見られる。
- ただし、イノベーションや投資のインセンティブを損なうおそれもあることから、限定的に解釈すべきとの考えも見られるところ。

「独占禁止法研究会報告書」(平成15年公取委)

○「不可欠施設等」の定義

- (1) 自然独占性又はネットワーク外部性を有し、あるいは、希少資源であってその利用権を国その他の公的主体が排他的に割り当てている施設、権利及び情報成果物等
- (2) 財、サービスの提供に当たり、その利用が必要不可欠
- (3) 競争者等が当該施設等と有効に競争可能な施設等を自ら構築することが著しく困難

例) 加入者回線網、送電網、パソコンのOS、空港発着枠の利用権、携帯電話の電波の利用権など

- ※ 規制対象とすべき不可欠施設等は、上記の基本的要件に加え、「競争者等に対して適切な条件により利用させることが必要と認められること」を要件とし、
- (i) 技術開発や設備投資などの長期的、動態的なレベルでの競争への影響や
 - (ii) 利用市場の規模を考慮する必要がある。
- i) 投資リスクが軽減された中で構築した経緯がある施設等と比べて、自ら投資リスクを負担して構築した施設等については、当該投資リスクを背景とした、技術開発や設備投資等の長期的、動態的なレベルでの競争への影響を考慮する必要性が相対的に高い。
 - ii) 利用市場の規模が極めて大きい場合には、自ら投資リスクを負担して構築した施設等であっても、当該施設等の適切な利用を認めることによる競争上の便益が大きいことから、当該不可欠施設等の適切な利用を認める必要性が相対的に高い。

※本報告書の「不可欠施設等」の部分の提言は、2005年の独禁法改正には盛り込まれていない。

欧米等における不可欠設備理論の導入状況

	米国	EU	ドイツ
EF理論導入の状況	<p>○MCI事件控訴裁判決(1983年)で違法4要件を定めたことをはじめとして、鉄道駅、送電網、スキーリフト利用権をEFとして取引拒絶を違法とした事例がある。</p> <p>○このほか、当該行為を違法とはしなかったが、EF理論を適用した事例が複数ある。</p>	<p>○マギル事件(1995年)をはじめとして、原料、知的財産権(車の部品の意匠権、テレビ情報(著作権)、販売データ集積のためのフォーマット(特許権))をEFであるとして、取引拒絶を違法とした事例がある。</p> <p>○このほか、当該行為を違法とはしなかったが、EF理論を適用した事例が複数ある。</p>	<p>○1998年に不可欠施設の利用拒否を規制する規定を導入。</p> <p>○港湾施設の利用拒否の事例(1999年)及び高額な託送料金を徴収することを通じた送電網の利用妨害の事例(2003年)あり。</p>
適用法令	<p>シャーマン法2条(独占化及び独占の企図を違法とする)</p>	<p>EC条約82条(市場支配的地位の濫用規制)</p>	<p>ドイツ競争制限禁止法19条4項4号</p>
	英国	豪州	日本
EF理論導入の状況	<p>○競争者等が経済的に複製不可能な施設等(鉄道、航空、港湾、送電網、バスターミナル、知的財産権が候補例とされている)について、独占寡占市場に対する市場調査付託制度を用いて、取引条件を勧告した事例(バスターミナル、1993年)あり。</p>	<p>○不可欠施設等であると個別に認定された施設等の取引条件について紛争処理スキームを1995年に導入</p> <p>○ガスパイプライン、空港、線路、鉄道ターミナル、送電網、加入者回線網等についてEFであるとして取引条件について裁定</p>	<p>○明示的にEF理論を適用した条文、事例はない(場合により、3条、19条に該当する可能性はあり)</p>
適用法令	<p>1998年競争法18条(市場支配的地位の濫用規制)</p> <p>2002年企業法第4章(独占寡占市場に対する市場調査付託制度)</p>	<p>1974年取引慣行法PartIIIA</p> <p>この他46条で、実質的な支配力を有する事業者が、反競争的な目的で、その支配力を用いる行為を禁止している。</p>	<p>—</p>

【出典】 独占禁止法研究会報告書(平成15年公取委)

1-5-② 不可欠設備に関連する諸外国の競争法上の条文例

○米国・シャーマン法2条(The Sherman Antitrust Act (1890) Section 2. Monopolizing trade a felony; penalty)

数州間又は外国との取引もしくは通商のいかなる部分であれ、これを独占し、又は独占する目的を持って他のものと結合又は共謀する者は、重罪を犯したものとみなす。有罪判決が出された場合においては、裁判所の裁量によって、法人の場合は1000万ドルを超えない罰金が、個人の場合は35万ドルを超えない罰金か、もしくは3年を超えない入獄か、もしくは入獄と罰金の両方が科せられる

➡ 不可欠設備の利用拒絶は、状況の総合判断から取引拒絶の不当性を認めた場合にはじめてシャーマン法2条に違反

○EC条約82条(Article 82 of EC Treaty and Joint Dominance)

一又は二以上の事業者が、共同市場又は共同市場の実質的部分における支配的地位を濫用することは、加盟国間の取引がこれにより影響を受けるおそれがある限りにおいて、共同市場と両立せず、したがって、禁止される。

当該濫用は、特に次のような場合に存在することとなる。

- (a) 不公正な購入価格、販売価格その他の不公正な取引条件を直接又は間接に課すこと
- (b) 生産、販路または技術開発を消費者に不利益に制限すること
- (c) 取引の相手方に対し、同等の給付に関して異なる条件を適用し、その結果相手方を競争上不利にすること
- (d) その給付の性質上または商慣習上契約の対象と関係をもたない追加的給付を相手方が承諾することを契約締結の条件とすること

➡ 不可欠設備の利用拒絶は、単独の取引拒絶がEC条約82条にいう支配的地位の濫用に該当するとされる場合の一例

○ドイツ・競争制限禁止法19条4項4号

適切な対価により自己のネットワーク又は他の不可欠な施設(インフラストラクチャーとしての施設)を他の事業者が利用することを拒絶する場合であって、法的又は事実上の理由から、共同利用が認められなければ、当該他の事業者が市場支配的事業者の競争者としてその前後の取引段階の市場において活動できない場合

→ 市場支配的事業者において、共同利用が経営上の理由又は他の理由から不可能であるか又は期待できないことを証明する場合を除き、市場支配的事業者の妨害的濫用行為を構成する。

➡ 不可欠設備の概念を競争法で明示的に導入

1-5-③ 不可欠設備に関する米欧の判例について

【米国】

○MCI判決

AT&Tが独占していた電話市場中の長距離電話部門に参入したMCIが、地域通信回線への接続をAT&Tに拒絶されたため提訴した事件。判決は次の4条件(一般に不可欠施設法理(essential facility doctrine)と呼ばれる。)を満たす取引拒絶をシャーマン法2条違反とすべきとした。①競争相手の活動に不可欠の施設を市場支配的企業が専有している、②それと同等の施設を新設することは不可能に近い、③競争相手と取引することを支配的企業が拒絶している、④支配的企業が競争相手と取り引きすることが実行可能である。

○アラスカ航空判決

アラスカ航空からユナイテッド航空のCRS(コンピュータベース利用の航空予約システム)へのアクセス申込みに対する拒絶に関して、単独企業が所有する施設を不可欠施設とみなすのは、川下産業における競争が消滅させられる可能性がある場合だけであると、他の競合CRSが存在することから不可欠性を否定した。

○トリコ判決

支配的地域電話会社であるヴェライゾンに対して、トリコ法律事務所が訴えを起こした事件において、最高裁は通信法等の規制法が接続義務を課している状況では、シャーマン法2条の不可欠設備法理を適用する必要がないとした。

【欧州】

○マギル判決

テレビ会社数社が自主制作テレビ番組表の著作権をアイルランドにおいて認められている。複数テレビ会社のテレビ番組表をまとめて掲載するテレビガイドを販売しようとしたマギル社が、著作権ライセンスを各テレビ会社に求めたが、拒絶されたことから、ライセンス拒絶行為はEU競争法82条に違反するとして訴えた事件。欧州裁はこれを認め、ライセンス拒絶がEU競争法82条違反の濫用行為に当たると認定。

○オスカー・ブロンナー判決

オーストリアで発行部数が国内全購読者の71%を占め、国内唯一の全国的日刊配達システムにおいて独占的な地位を占めていた新聞社メディアプリント社の配達システムの利用を業界4位のオスカー・ブロンナー社が申し出たのに対して、メディアプリント社がそれを拒否した事件。配達システムが不可欠設備か争われたが、欧州裁は、ブロンナー社に対するアクセスの拒否は日刊市場における競争を阻害することはないこと、日刊配達サービスがブロンナー社にとって不可欠サービスでないこと等の理由で、メディアプリント社のアクセス拒否を容認。

○コマーシャル・ソルベツ事件、テレマーケティング事件

前者は、結核用薬品原材料市場において独占状態にあったコマーシャル・ソルベツ社が、薬品製造に着手するとともに、同社が従来から薬品原材料を提供してきた顧客への原材料提供を拒否した事件。後者は、ルクセンベルクのテレビ局がその放送する番組におけるテレフォンマーケティング業務を関連会社に独占させ、他の事業者との取引を拒絶した事件。

裁判所は、いずれも一つの市場において支配的地位を有する事業者が隣接市場で競争している事業者に対して、事業者の事業遂行に不可欠である原材料又はサービスの供給を拒絶することは、EU競争法82条の濫用行為を構成するとした。

I-5-④ 通信分野における不可欠設備へのアクセスについて

○ 通信分野では、競争法とは別に、事業規制によって、不可欠設備への非差別的アクセスを義務化していることが一般的。

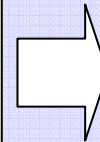
○EUの事例

「電気通信分野におけるアクセス協定に対する競争法の適用に関する告示」(1998年欧州委員会)

○EC競争法82条に基づく不可欠設備の理論は電気通信分野にも適用されることを明記。

○ 電気通信のネットワーク・インフラである設備を支配する事業者に対し、当該設備へのアクセスを他の事業者に認めることを命ずるべきか判断する際の考慮要因として、以下を列記。

- (1) 当該設備へのアクセスが、事業者がその関連市場において競争するために一般的に不可欠であること。
- (2) アクセスを与えるに足りる十分な供給能力が存在すること。
- (3) 当該設備の所有者が既存の商品・サービスの市場における需要を満たしていないこと、潜在的な新しい商品・サービスの登場を妨げていること、若しくは既存の又は潜在的な商品・サービスの市場における競争を阻害していること。
- (4) アクセスを求める事業者が合理的かつ非差別的な価格を支払う用意があり、その他すべての点について非差別的なアクセス条件を受け入れていること。
- (5) アクセス拒絶に対する客観的な正当化理由が存在しないこと。



「アクセス指令」(2002年欧州委員会)

○EU加盟国の規制機関に次の基準を義務付け。

- (1) SMP事業者ネットワークの接続提供義務を課す。
- (2) アクセス拒絶をする場合には、技術的制約等の客観的理由がなければならない。
- (3) 対抗企業に与える接続は、自社部門と客観的に同等条件でなければならない。
- (4) 接続料金の規制は、既存企業の投資コストに適性な報酬率(リスク配慮分を含む)を与えるものでなければならない。

○米国の事例

1996年連邦通信法により、必要不可欠な設備を独占的に所有している既存地域電話会社に対し、追加義務として「アンバンドルされたアクセス」を義務化。FCCは「UNE規則」を制定。(次頁を参照)

なお、2004年にFCCは、アンバンドリング義務適用をFTTH、FTTC等には差し控えることを決定。また、2005年に新「UNE規則」を公表し、ILECの住宅用市内ループのUNE提供義務を撤廃。

○日本の事例

電気通信事業法に基づき、加入者回線及びこれと一体として設置される電気通信設備を不可欠設備として第一種指定電気通信設備に指定し、接続関連規制、行為規制、サービス規制を適用。

なお、不可欠性はないが、電波の有限性により物理的に更なる参入が困難となる移動体通信市場では、基地局回線等の設備を第二種指定電気通信設備として指定し、接続関連規制を適用。

I-5-⑤ 米国通信法における不可欠性と競争阻害性

- 96年通信法では、不可欠設備を所有する地域電話会社に対し、競争事業者への非差別的アクセスを認める義務を賦課。
- また、アンバンドルすべき設備を決定するにあたり、「不可欠性」と「競争阻害性」の2点を考慮すべき基準として規定。

○ 96年通信法の相互接続義務

1996年連邦通信法では、すべての地域電話会社(LEC)に再販、番号ポータビリティ等についての義務を課す等電気通信事業者に相互接続義務を課すこととした(251条)。

特に、必要不可欠な施設を独占的に所有している既存地域電話会社(ILEC)のみを対象として、追加的義務として、「アンバンドルされたアクセス」等を規定した(251条. C. 3)。

「アンバンドルされたアクセス」では、電気通信サービスの提供において、公正かつ合理的で非差別的な料金差別的な条件によって、あらゆる技術的に実行可能な地点で、アンバンドルベースで、ネットワーク構成要素への非差別的なアクセスを、要請するいかなる電気通信事業者に対しても提供する義務を、ILECに課すこととされた。

○ アンバンドルされたアクセスの基準

FCCがこの「アンバンドルされたアクセス」のために利用可能にしなければならないネットワークを決定するに当たり、最低限考慮しなければならない基準として以下の二点が規定された(251条. d. 2)。

(A)不可欠性

性質上独占的なネットワークへのアクセスが不可欠(necessary)かどうか。

(B)競争阻害性

当該ネットワークへのアクセスができないことが、電気通信事業者が求めているサービスを提供するためにアクセスを求めている当該電気通信事業者のサービス提供能力が損なわれる(impair)かどうか。

I-5-⑥ 【参考】 Hausman-Sidakの論文について

○ 「Hausman-Sidakの論文」の概要

Jerry A. Hausman と J. Gregory Sidak は、「A Consumer-Welfare Approach to the Mandatory Unbundling of Telecommunications Networks」(The Yale Law Journal Vol.109 P417以下)において、いわゆる「Hausman-Sidakの競争阻害性のテスト」を提唱し、連邦通信法における「競争阻害性」(impairment)を定義づけるには、5条件が必要と主張。

○ 「Hausman-Sidakの競争阻害性のテスト」について

連邦通信法251条. d. 2における競争阻害性を定義づけるには、既存の不可欠設備の法理による4条件は十分ではない。完全(必要かつ十分)に不可欠設備を定義づけるには、5条件が必要。5つ目の条件は、長期増分費用を基礎として計算された価格での(CLEC(競合的地域電話会社)による)ネットワークへのアクセスを(ILEC(既存地域電話会社)が)拒否することが、最終消費者レベルでの競争を阻害するかどうかである。

つまり、ネットワークが不可欠設備の法理の4条件を満たしている場合においても、(CLECが求める)ネットワークへのアクセスを(ILECが)制限することによって、地理的市場におけるエンドユーザー向けの電気通信サービスの供給に関して、ILECが市場支配力を行使できることを、CLECは示さなければならない。

「Hausman-Sidakの競争阻害性のテスト」における必要かつ十分な条件

FCCは、ネットワークのアンバンドルを以下の場合に(以下の場合だけに)義務づけるべきである。

(1) アンバンドルアクセスが技術的に可能

ILECにとって、CLECが求めるネットワークにアンバンドルでアクセスさせることが技術的に可能である。

(2) 規制価格によるネットワーク使用の拒否

長期増分費用方式に基づいて算出した規制価格で、ILECがCLECによるネットワークの使用を拒否した事実がある。

(3) ネットワークの二重整備が実行不能・非合理的

CLECが、代替的な供給源として、二重にネットワークを作るのは、実行不能であり、合理的でもない。

(4) 独占者によるネットワークへのコントロール

最終消費者への電気通信サービスの供給において、独占者であるILECによって当該ネットワークを支配されている。

(5) 市場支配力の行使

ILECがネットワークへのアクセスを制限することにより、市場支配力を行使することができる。

不可欠設備の4条件

追加条件

【参考】「MCI判決」

(83年米控訴裁)

○「不可欠設備」の定義

(→ この4条件を満たす取引拒絶はシャーマン法2条違反とする)

- (1) 競争相手の事業遂行に不可欠の設備をある企業が専有していること。
- (2) それと同等の設備を新設することが不可能に近いこと。
- (3) 競争相手と取引することを設備を専有している企業が拒絶していること。
- (4) 当該設備の利用を認めることが、設備を専有している企業にとって実行可能であること。

【注】不可欠設備の所有者が市場支配力を行使できないケースとして挙げられている事例

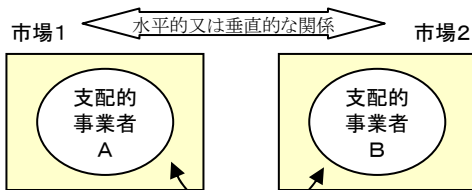
- ・ある地域へ供給する石油のパイプラインは不可欠設備となるが、この設備へのアクセスを拒否しても代替エネルギーの供給が可能となる場合は市場支配力を行使できない
- ・孤立地域での唯一のショッピングモールは不可欠設備となるが、全く同一の施設であっても周辺で商業施設の開発が進みつつある場合は市場支配力を行使できない

I 市場支配力の概念について

II 複数の市場にまたがる市場支配力について

II-1 複数の市場にまたがる市場支配力が問題となりうるケース

1 サービスの融合(FMCやトリプルプレイ等)が進む中で、異なる市場で市場支配力を有する事業者であって、互いに密接な資本関係を有する事業者同士(又は同一事業者)が、一体的な事業運営を行う場合



- ・ 互いに支配的事業者同士
- ・ 互いに密接な資本関係を有する事業者同士(又は同一事業者)
- ・ 一体的な事業運営(一体的なサービス提供等)を実施

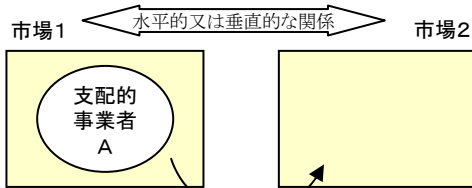
【例】

- ① 水平的市場(例えば固定電話市場と移動体電話市場)又は垂直的市場(例えば通信レイヤーの市場とコンテンツ・アプリケーションレイヤーの市場)において、異なる市場で市場支配力を有する事業者であって、互いに密接な資本関係を有する事業者同士が、一体的な事業運営(一体的なサービス提供等)を行う場合
- ② 水平的市場(例えば固定電話市場とブロードバンド市場)又は垂直的市場(例えば通信レイヤーの市場とコンテンツ・アプリケーションレイヤーの市場)において、異なる市場で同一の事業者が別々に市場支配力を有しており、一体的なサービス提供等を行う場合

【参考】

- ③ 市場支配力を有する事業者が、その子会社等と一体的な事業運営を行う場合
(※ 当該子会社等は、市場支配力を有するとは限らない)

2 不可欠設備の存在等が特徴的なネットワーク産業において、1つの市場で市場支配力を有する事業者が、その力を利用して、関連する市場にも勢力を拡大しようとする行為(いわゆるレバレッジ)を行う場合



- ・ 一方の市場で支配的事業者が存在
- ・ その市場支配力を利用して、関連市場に勢力を拡大

【例】

- ① 水平的市場(例えば固定電話市場とブロードバンド市場)又は垂直的市場(例えば通信レイヤーの市場とコンテンツ・アプリケーションレイヤーの市場)において、一方の市場で市場支配力を有する事業者が、その力を利用して、関連市場にも勢力を拡大しようとする場合

- ・ 抱き合わせ販売
- ・ 情報の目的外利用・提供
- ・ 特定の事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与 等

II-2-① 企業結合に関する考え方

- 独禁法では、複数の企業の結合関係が形成・維持・強化される場合に、企業結合審査を実施し、競争の実質的制限となる懸念が生じるかどうかを判断。
- 企業結合の類型として、合併以外にも、株式保有、役員兼任、分割、事業譲受け等を審査。

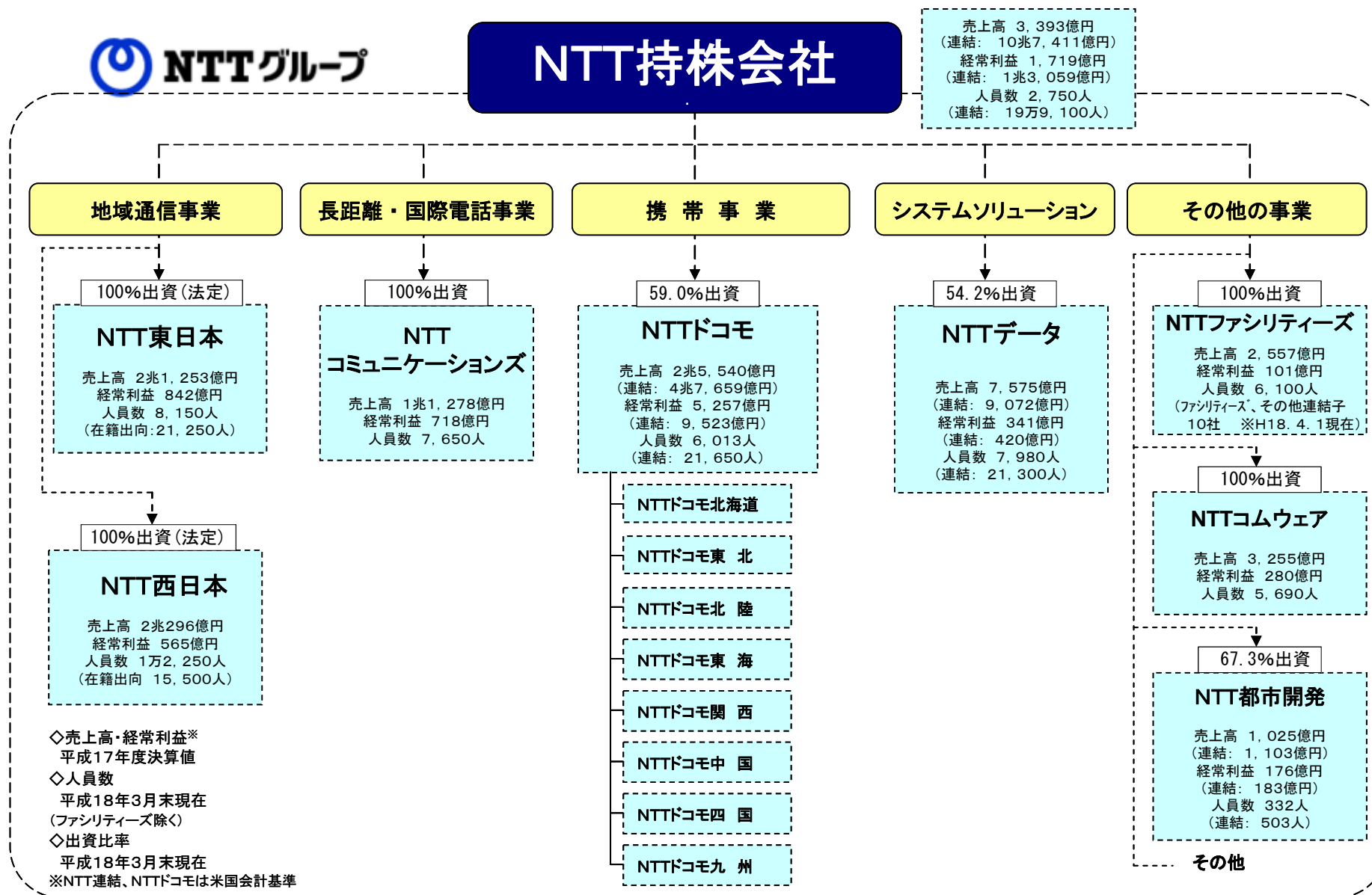
- ◆ 独占禁止法では、複数の企業の結合関係(株式保有等により一定程度又は完全に一体化して事業活動を行う関係)が形成・維持・強化される行為が企業結合審査の対象。
- ◆ 公正取引委員会では、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」(以下、「ガイドライン」という)において、企業結合審査の対象を行為類型ごとに整理。
- ◆ 企業結合の類型
 - ①会社の株式の保有（独禁法10条）、会社以外の者の株式の保有（同法14条） ②役員兼任（同法13条）
 - ③会社の合併（同法15条） ④共同新設分割若しくは吸収分割（同法15条の2） ⑥事業譲受け等（同法16条）

類型	結合関係等
株式保有	<ul style="list-style-type: none"> ・会社が他の会社の株式を保有することにより、株式を保有する会社(株式所有会社)と株式を保有される会社(株式発行会社)との間に結合関係が形成・維持・強化される。この場合、各当事会社と既に結合関係が形成されている会社を含めて、結合関係が形成・維持・強化される。 ・会社以外の者の株式保有(法第14条)もこれに準じて判断。
役員兼任	<ul style="list-style-type: none"> ・役員兼任により兼任当事会社間に結合関係が形成・維持・強化される。この場合、各当事会社と既に結合関係が形成されている会社を含めて、結合関係が形成・維持・強化される。 ・役員＝「理事、取締役、執行役、業務を執行する役員、監事若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人又は本店若しくは支店の事業の主任者」(法第2条第3項)
合併	<ul style="list-style-type: none"> ・最も強固な結合関係が形成。合併後の会社は、各当事会社と既に結合関係が形成されている会社とも結合関係が形成・維持・強化される。
分割 (共同新設分割、 吸収分割)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を承継させようとする会社の分割対象部分(事業の全部又は重要部分＝事業を承継しようとする会社ではなく、事業を承継させようとする会社にとっての重要部分)が、事業を承継しようとする会社に包括的に承継されるため、競争に与える影響は合併に類似。 ・共同新設分割又は吸収分割により、事業を承継しようとする会社と当該会社の株式を割り当てられる会社との間に結合関係が形成・維持・強化されることがある。この場合、これらの会社と既に結合関係が形成されている会社を含めて結合関係が形成・維持・強化される。
事業の譲受け等	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡会社の事業活動が譲受会社と一体化するという意味で、競争に与える影響は合併に類似するものではあるが、譲受け後は譲渡会社と譲受会社との間につながりはないので、譲渡対象部分が譲受会社に新たに加わる点に着目すれば足りる。 ・譲受対象部分に関しては、譲受会社と既に結合関係が形成されている会社を含めて結合関係が形成・維持・強化される。

II-2-② 企業結合審査の対象

	A 企業結合審査の対象となる場合	B 企業結合審査の対象とならない場合
株式保有 (独禁法10条、14条)	① 議決権保有比率(株式発行会社の総株主の議決権に占める株式所有会社の保有する株式に係る議決権の割合)が50%を超える場合 ② 議決権保有比率が25%を超え、かつ、議決権保有比率の順位が単独で第1位となる場合 ※(①②以外で)議決権保有比率が10%超、かつ、議決権保有比率の順位が第3位以内の場合には、議決権保有順位、役員兼任関係の有無等を考慮して判断	① 総株主の議決権のすべてをその設立と同時に取得する場合 ② 子会社の子会社の議決権を取得する場合 ③ 兄弟会社間で議決権を取得する場合 ④ 自社の兄弟会社の子会社の議決権を取得する場合 ⑤ 自社及び自社の兄弟会社が合わせて総株主の50%超を有する会社の議決権を取得する場合 ⑥ 兄弟会社が合わせて総株主の議決権の50%超を有する会社間で議決権を取得する場合
役員の兼任 (同法13条)	① 兼任当事会社のうちの1社の役員総数に占める他の当事会社の役員又は従業員の割合が過半である場合 ② 兼任する役員が双方に代表権を有する場合 ※上記①・②以外の場合には、兼任する役員の役職、兼任役員の割合、当事会社間の議決権保有状況等を考慮して判断	① 代表権のない者のみによる兼任で、いずれの兼任当事会社で役員総数に占める他の当事会社の役員又は従業員の割合10%以下である場合 ② 議決権保有比率が10%以下の会社間の常勤取締役でない者のみによる兼任で、いずれの兼任当事会社においても役員総数に占める他の当事会社の役員又は従業員の割合が25%以下である場合 ③ 会社と子会社との間の役員兼任 ④ 兄弟会社間の役員兼任 ⑤ 自社の子会社の子会社との間の役員兼任 ⑥ 自社の兄弟会社の子会社との間の役員兼任 ⑦ 自社及び自社の兄弟会社が合わせて総株主の議決権の50%超を有する会社との間の役員兼任 ⑧ 兄弟会社が合わせて総株主の議決権の50%超を有する会社間の役員兼任
合併 (同法15条)	原則対象	① 会社と子会社との合併 ② 兄弟会社間の合併 ③ 専ら合名会社、合資会社、有限会社若しくは相互会社を株式会社に組織変更し、株式会社を有限会社若しくは相互会社に組織変更し、合名会社を合資会社に組織変更し、又は合資会社を合名会社に組織変更する目的で行う合併 ④ 会社と自社の子会社の子会社との合併 ⑤ 自社の兄弟会社の子会社との合併 ⑥ 自社及び自社の兄弟会社が合わせて総株主の議決権の50%超を有する会社との合併 ⑦ 兄弟会社が合わせて総株主の議決権の50%超を有する会社間合併
分割 <共同新設分割、吸収分割> (同法15条の2)	原則対象	① 会社と子会社との間の共同新設分割又は吸収分割 ② 兄弟会社間の共同新設分割又は吸収分割 ③ 会社と自社の子会社の子会社との間の共同新設分割又は吸収分割 ④ 自社の兄弟会社の子会社との間の共同新設分割又は吸収分割 ⑤ 自社及び自社の兄弟会社が合わせて総株主の議決権の50%超を有する会社との間の共同新設分割又は吸収分割 ⑥ 兄弟会社が合わせて総株主の議決権の50%超を有する会社間の共同新設分割又は吸収分割
事業譲受け等 (同法16条)	原則対象	① 会社と子会社との間の事業又は事業上の固定資産の譲受け(事業等の譲受け) ② 兄弟会社間の事業等の譲受け ③ 100%出資による分社化のために行われる事業等の譲受け ④ 会社と自社の子会社の子会社との間の事業等の譲受け ⑤ 自社の兄弟会社の子会社との間の事業等の譲受け ⑥ 自社及び自社の兄弟会社が合わせて総株主の議決権の50%超を有する会社との間の事業等の譲受け ⑦ 兄弟会社が合わせて総株主の議決権の50%超を所有する会社間の事業等の譲受け

II-2-③ 【参考】NTTグループの概要



II-2-④ 【参考】 特定関係事業者に係るファイアウォール規制の概要

規制の概要

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者について、当該設備の強い独占性・ボトルネック性にかんがみ、公正競争を確保する観点から、

- ① **特定関係事業者との間において、役員兼任を禁止**（電気通信事業法31条1項）
- ② **接続や電気通信業務に関連した周辺的な業務についても特定関係事業者と比して不公平な取扱いを原則禁止**（同法31条2項）

特定関係事業者

第一種指定電気通信設備を設置する事業者の親子・兄弟会社のうち、総務大臣が指定する電気通信事業者

→現在、**NTTコミュニケーションズ(株)**を指定
(02年1月総務省告示)

接続や電気通信業務に関連した周辺的な業務

- 1) 第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置・保守、土地・建物等の利用、情報の提供
- 2) 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ、代理等他の電気通信事業者からの業務の受託

II-2-⑤ 【参考】NTT東西によるアウトソーシング(作業委託)の概要

日本電信電話株式会社(NTT持株会社)

営業収益 3,393億円 社員数 2,750人
 (連結：営業収益 10兆7,411億円 社員数 199,100人)

出資 100% (法定)

出資 100% (法定)

NTT東日本

営業収益 2兆1,253億円 社員数 8,150人

NTT西日本

営業収益 2兆296億円 社員数 12,250人

出資 100%

出資 100%

都道府県会社 (21社)

NTT東日本-東京南
 NTT東日本-宮城
 NTT東日本-長野
 等

【営業収益 計5,820億円 社員数 計42,100人】
 ・各種商品等の注文受付
 ・電気通信設備の設計、施工、管理及び保守等

NTTコムウェア

【営業収益 2,845億円 社員数 5,700人】
 (他に子会社社員数 約3,000人)
 ・各種システムの開発及び保守・運用等

NTTファシリティーズ

【営業収益 2,431億円 社員数 6,100人】
 (社員数は06年04月時点のグループ合計)
 ・ビル・電力設備に係る設計・保守等

NTTロジスコ

【営業収益 421億円 社員数 300人】
 (営業収益は04年度、社員数は04年度末)
 ・工食用物品、電話機類等の保管・配送等

出資 100%

地域会社 (16社)

NTT西日本-関西
 NTT西日本-静岡
 NTT西日本-山口
 等

(06年7月現在)

【社員数 計44,900人】
 ・各種商品等の注文受付
 ・電気通信設備の設計、施工、管理及び保守等

作業委託

・特に記載がない場合、営業収益は05年度
 社員数は05年度末時点

出資 100%

NTTインフラネット

【営業収益 657億円 社員数 1,850人】
 (社員数は06年6月時点)
 ・管路・とう道等の設計・施工管理等

NTT番号情報

【営業収益 1,048億円 社員数 500人】
 (社員数は06年3月時点)
 ・電話帳発行、番号案内等

<参考> 子会社への支払額※ (05年度)

NTT東日本 6,386億円 NTT西日本 6,035億円

※ NTT東日本・西日本がそれぞれの子会社に営業取引として支払った額であり、NTT持株会社の子会社への支払いは含まない。また、作業委託費以外の支払いを含む。

II-2-⑥ 【参考】NTT東西との連携によりサービスを提供している主な子会社

	NTTME	NTTBP	NTTPC	ぷらら	レゾナント
設立	99年4月	02年7月	85年9月	95年12月	03年12月
資本金	1億円	1億円	40億円	78.1億円	200億円
出資会社	NTT東日本 100%	NTT東 34% NTT西 22% NTTドコモ 22% NTTコム 22%	NTTコム 100%	NTT東日本 71% →06年8月NTTコムに譲渡	NTTコム 100% →06年8月NTTコムに譲渡
売上高	702億円	3億円	840億円	221億円	281億円
従業員数	約6,000人	28人	463人	160人	約600人
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ●ネットワーク事業 (IP-VPN、広域イーサネット等) ●VoIP事業 ●エンジニアリングビジネス事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●無線LAN事業 ●商品販売・コンテンツ提供に係る料金の回収代行業務 	<ul style="list-style-type: none"> ●ネットワーク事業 (IP-VPN、広域イーサネット等) ●ソリューション事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●ISP事業 ●IP電話事業 ●映像配信事業 ●(4thメディアの運営) 	<ul style="list-style-type: none"> ●ポータル事業 (gooの運営) ●動画配信事業 (BROBAの運営) ●映像コミュニケーションサービス (TV会議サービス等)
NTT東西等との連携状況等	●NTT東西のIP電話サービス(03年10月開始)の県間部分を提供	●無線LANサービスをNTT東西、コム、ドコモへ卸提供	●NTT東西のLモードサービス(01年6月開始)の県間部分を提供	<ul style="list-style-type: none"> ●フレッツユーザのみを対象としたISPサービス・映像配信サービス(4thメディア)の提供。 ●ぷららIDによりレゾナントの動画配信サービスの決済が可能 	●gooIDにより、NTT東西の料金請求の一元表示が可能

※ 各社ホームページ等を参考に作成。売上高は04年度。

II-3-① レバレッジについて

- 日本の独禁法では、レバレッジに関する明文規定は存在しないが、これに関連する事例が複数存在。
- EUでは、レバレッジに関する明文規定が通信分野の指令やガイドラインに存在。米国では、裁判所の判決等において、レバレッジの概念を採用している事例が見られる。

○ レバレッジ（独占の梃子）とは

レバレッジ(独占の梃子 monopoly leverage)とは、一つの市場で市場支配力を有する企業が、その力を利用して、隣接市場にも勢力を拡大しようとする行為。

公取委におけるレバレッジに関連して独占禁止法上問題となった主な事例

- (1) 抱き合わせ販売(不公正な取引方法)
・マイクロソフト株式会社に対する件(平成10年度勧告審決)
- (2) 取引条件等の差別的取扱い(不公正な取引方法)
・関西電力株式会社に対する件(平成17年度警告)
- (3) 不当な顧客誘引又は取引妨害(不公正な取引方法)
・東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に対する件(平成13年度警告)
- (4) 私的独占
・東日本電信電話株式会社に対する件(平成12年度警告)
- (5) 企業結合
・NTTコミュニケーションズ(株)による日本サテライトシステムズ(株)(JSAT)の株式取得(平成12年度)

【出典】 作業部会第2回の「資料6」

EUにおけるレバレッジに関する規定（次頁参照）

○ 枠組指令14条（重大な市場支配力を有する事業者）3項

事業者が特定の市場において重大な市場支配力を有している場合、当該事業者が、これと密接に関連している市場における重大な市場支配力も有しているものとみなされることがある旨を規定。

○ SMPガイドライン3条（市場支配の梃子）1項1号

枠組指令を受け、「3.1.1市場支配力の梃子」を規定。

米国におけるレバレッジに関する事例

○ MCI判決（1983年控訴裁）

「不可欠設備を有する独占企業が一つの市場…から他の市場へ…独占力を拡大するので、取引拒絶は違法である」

※ 不可欠設備に関する判例の大半が取引拒絶の不当性を独占のレバレッジの性格に求めている。

○ 96年通信法におけるRBOCに対する「競争チェックリスト」

96年通信法において、従来禁止されていたベル系地域電話会社(RBOC)による長距離通信サービスへの参入を解禁。ただし、地域通信市場におけるRBOCの市場支配力の拡大を防ぐ観点から、14項目からなる「競争チェックリスト」に適合することを要件とした。

II-3-② EUにおけるレバレッジに関する規定

○ 欧州枠組指令14条（重大な市場支配力を有する事業者）3項

ある事業者が特定の市場においてSMP(重大な市場支配力)を有する場合、当該市場で有する市場支配力を梃子とし、その市場に隣接する市場における市場支配力を強化することになるような二つの市場関係がある場合、かかる事業者はその密接に関連する市場においてもSMPを持つと見なされる。

○ SMPガイドライン3条（市場支配力の梃子）1項1号

3.1.1市場支配力の梃子

83. 枠組み指令第14条(3)によれば、「ある事業者が特定の市場においてSMP(重大な市場支配力)を有する場合、当該市場で有する市場支配力を梃子とし、その市場に隣接する市場における市場支配力を強化することになるような二つの市場関係がある場合、かかる事業者はその密接に関連する市場においてもSMPを持つと見なされる。」
84. この規定は、Tetra Pak IIに関する裁判所の判断となった市場状況に匹敵するものを取り扱う意図に基づくものである。その裁判において、裁判所は、ある市場で支配的な地位を有し、別個であるが密接に関係する市場において主導的な地位を享受している企業は、結果的に、問題の市場全体で支配的な地位を有する状況に匹敵する状況に置かれているとの判断を示した。第1の市場で支配的な地位にあり、第2の関係市場に進出しているおかげで、その企業は、第1の市場で享受している市場支配力を梃子にして、後者の市場においてその顧客から独立して行動することができる。Tetra Pakの案件では、同社が支配的であることが分かった複数の市場全体が、欧州裁判所の判例法の意味における水平的で密接な連関的結び付きを持っていたが、これは垂直的に統合された市場において頻繁に見られるものである。これはしばしば電気通信分野にあてはまるケースであり、事業者はインフラ市場で支配的地位にあり、下流市場すなわちサービス市場に有意な存在を示す場合がしばしばある。そのような状況では、NRAは、当該事業者が両市場全体にSMPを有していると判断するのが適切と考えられる。しかし、実際には、事業者が上流の卸売市場あるいはアクセス市場でSMPを有すると指定されている場合、NRAは、通常、下流の小売又はサービス市場に対して発生する可能性の高い副次的結果若しくは梃子入れ効果を避けるために適切となる相互接続指令に規定された義務のいずれかをその事業者に課すことによって、そうした効果を防ぐ立場にある。したがって、NRAが第14条(3)の適用、不適用を調べるべき事態は、(アクセスの)上流市場において支配的な事業者に事前義務を課した結果、(小売の)下流市場において有効な競争にならない場合だけである。
85. 前述の考慮事項は水平的市場についても関連がある。さらに、検討されている市場が垂直的であるか水平的であるかにかかわらず、両市場は枠組み指令第2条の意味における電子通信市場であるので、両市場は事前規制義務の賦課を正当化するような特徴を示すはずである。

II-3-③ 米国RBOCのLATA間通信参入に関する「競争チェックリスト」

- 米国においては、1996年電気通信法において、従来禁止されていたベル系地域電話会社(RBOC)による長距離通信(LATA間通信)サービスへの参入が可能となった。
- ただし、LATA間通信のうち、自らの営業区域内の州から発信を行うサービスへの参入※については、地域通信市場におけるRBOCの市場支配力の濫用を防ぐ観点から、14項目からなる「競争チェックリスト」の要件に適合することが必要とされた。

※ なお、LATA間通信の提供を認められた日から3年間は、RBOCとは独立して運営される会社(分離関連会社)により提供することが要件とされた。

RBOCに対する「競争チェックリスト」の概要(47 U.S.C 271 (c) (2) (B))

- ① 公正・合理的・非差別的な料金・条件等の要件に適合する相互接続の提供
- ② アンバンドルされたネットワーク構成要素への非差別的アクセスの提供
- ③ 電柱・管路・導管及び公道使用权への合理的料金による非差別的アクセスの提供
- ④ 市内交換その他のサービスからアンバンドルされた加入者回線伝送の提供
- ⑤ 交換その他のサービスからアンバンドルされた市内中継線伝送の提供
- ⑥ 中継線伝送、加入者回線伝送その他のサービスからアンバンドルされた市内交換の提供
- ⑦ 緊急通報・番号案内・オペレータ通話の完了サービスに対する非差別的アクセスの提供
- ⑧ 他の通信事業者の顧客の電話帳への番号掲載
- ⑨ 他の通信事業者の顧客に対する電話番号割当てへの非差別的アクセスの提供(新たな電気通信番号制度導入後は、その遵守)
- ⑩ 呼の経路設定・完了に必要なデータベース及び関連信号への非差別的アクセスの提供
- ⑪ 通話転送等による暫定的な番号ポータビリティの提供(FCCによる番号ポータビリティ規則の発出後は、その遵守)
- ⑫ 他の通信事業者が市内ダイアリング・パリティを実施可能とするために必要なサービス・情報に対する非差別的アクセスの提供
- ⑬ 伝送料・着信料に関する妥当な相互補償の取決め
- ⑭ 再販売のための卸料金での電気通信サービスの提供